

さがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託仕様書

1 業務委託名 さがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託

2 委託期間 契約締結の日から令和3年（2021年）2月28日まで

3 事業目的

県内事業所等に勤める就業者が、技能検定の受検を通じて機械加工技術の知識・技能を身につけることにより、事業所等が求める人材を育成することで企業力の向上・活性化を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

県内に主たる事業所を有する事業者等に勤める就業者の機械加工技術の向上を図るため、技能検定に向けた学科及び実技講習会を開催する。

（1）業務の概要

- ・講習会の日程等の設定、開催場所の確保
- ・講習会の内容の企画、受講者の選定、講師の選定
- ・実技講習に必要な設備、工具、材料等の手配
- ・その他簡易な装置や治具、保護具等、事業実施に伴い必要と認められるものの手配
- ・講習会当日の運営
- ・その他講習会開催のために必要な業務

（2）講習会の概要

- ・講習会は県内で実施することとし、時間、回数等は以下のとおりとする。

コース	科目・時間数（目安）	定員	必要講師数
学科（共通）	5時間×2回＝10時間	9名	2名
実技（普通旋盤1級及び2級）	5時間×4回＝20時間	4名	1名
実技（フライス盤1級及び2級）	5時間×4回＝20時間	5名	1名

※課題の製作は2回を目安とする。

※受講者から受講料2,000円を徴収することとし、受講料相当額は見積（入札金額）には含めないこと。

(3) 講習会の実施時期

令和2年度技能検定（前期、機械加工1・2級）の受検に向けた講習として適切な時期に実施すること。なお、社会的情勢の影響等、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(4) 講師の要件

講師は以下のいずれかの要件に該当する者を選定すること。

	要件
1	卓越した技能者（現代の名工）
2	ものづくりマイスター、高度熟練技能者
3	佐賀マイスター、熟練技能者
4	国が定めた認定及び資格制度で、上級の称を得ており、15年以上の実務経験を有している者
5	職業訓練指導員又は教員免許を有する者
6	関係団体等からの表彰等（技術・技能又は人材育成等）を受けた者
7	7年以上の実務経験と上級又は専門の資格を有し、企業等が特に優秀であると推薦する者
8	技能五輪全国大会又は技能グランプリ及び各種技能競技大会の出場経験がある又は、その見込がある者
9	その他県が講師としてふさわしいと認める者

(5) 受講対象者

県内事業所等に勤める機械加工技能者で、中堅技能者及び社内の指導的立場を担う者のうち、技能検定の受検を予定している者。

(6) 講習修了証書

講習会の出席率が学科及び実技のいずれも8割を満たした受講者に対して修了証書を交付すること。

5 実績報告等

事業完了後、委託業務完了報告書を提出すること。

6 支払条件

完了払とする。